



CFP制度試行事業中の検証合格 製品の取り扱いについて

2012年9月10日

CFPコミュニケーションプログラム事務局



試行事業中の認定製品の 検証有効期限について

今年度より民間に移行したCFPプログラム、CFP制度試行事業からの経過措置として、試行事業中の認定製品について、検証有効期限を平成25年3月31日まで暫定延長としておりましたが、その後の取扱いについてお知らせいたします。

参考：平成25年3月31日までを適用期限とする記述はこちら

『CFP制度試行事業からの経過措置』

<http://www.cfp-japan.jp/system/index.html>

【経過措置】

試行事業期間中のすべての認定製品について、平成25年3月31日まで有効とする。

【新たな決定事項】

認定製品の公開日より3年間を経過した日を有効期限とする。

※個々の製品の有効期限につきましては、事業者様ごとにご連絡をいたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



検証有効期限の考え方

平成25年3月末日までは、試行事業中のすべての認定製品の検証を有効とします。
 このため、平成21年度に認定された製品については、3年以上の期間を有することとなります。
 試行事業で平成22年度以降に認定された製品については、**公開日から**3年間を有効とします。
 民間移行後の認定製品については、**検証合格日から**3年間を検証有効期限とします。

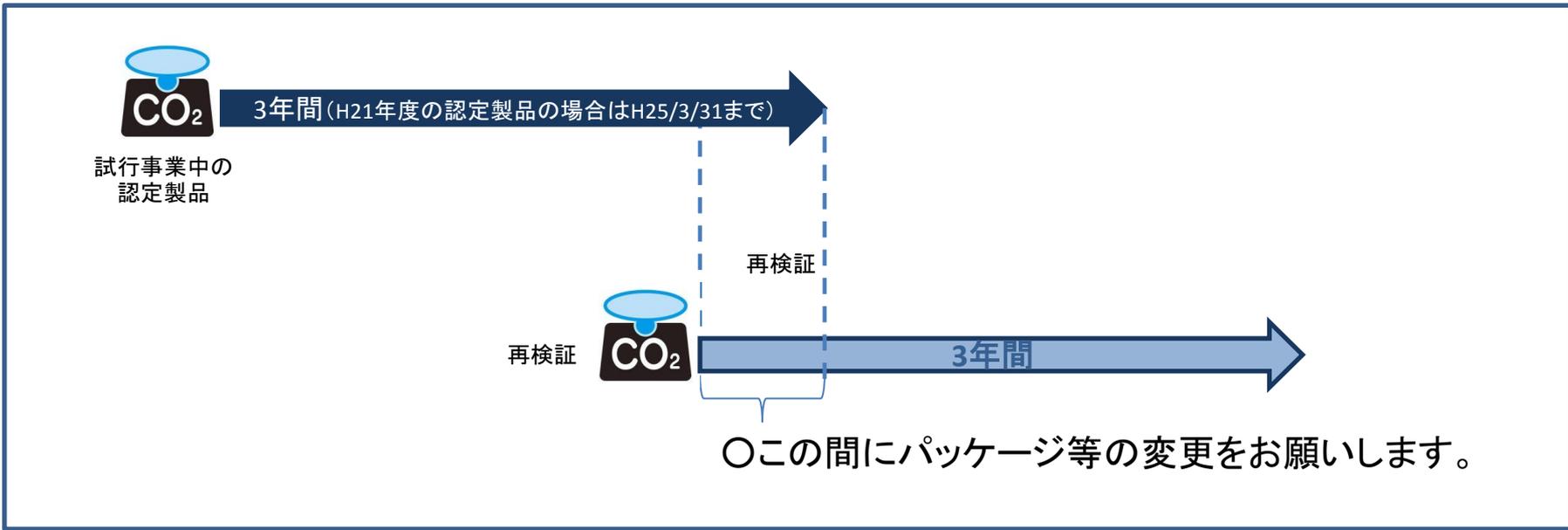
【例：各年度の10月1日に公開された製品についての取り扱い】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度以降
平成21年度に認定された製品の場合		▼10/1公開 3年間		▼9/30で3年経過 移行措置	▼3/31検証有効期限到来	3年を経過しても、移行措置期間の平成25年3月31日までは有効とします。	
平成22年度に認定された製品の場合		▼10/1公開 3年間		移行措置	▼9/30検証有効期限到来	公開日から3年を期限とします。	
平成23年度に認定された製品の場合	公開日から3年を期限とします。		▼10/1公開 3年間	移行措置		▼9/30検証有効期限到来	
平成24年度以降(民間移行後)に認定された製品の場合	検証合格日から3年を期限とします。		9/20検証合格	▼10/1公開 3年間			9/19検証有効期限到来



検証の再申請について

マークの使用を続けたい場合は、有効期限が到来する前に、新たな検証を受ける必要があります。



【注意！】

同一製品であっても、改めて検証を受けた場合は元になるデータ、結果の数値が変わるため、検証番号・登録公開番号は別の番号となります。

パッケージの印刷等のスケジュールも考慮に入れて、余裕を持った申請をお願いします。



費用の発生について

民間移行後のCFPプログラムで検証・認定を受けた場合、検証料金及び登録公開料金が発生します。

対価項目	基本単価	特別設定	内容
CFP 検証料	105,000 円／製品	ただし、同一製品群で、複数製品を同時検証の場合は、 5 製品までは 52,500 円／製品 6 製品以上 42,000 円／製品 部品点数が多いなどの理由により、工数が著しく多量である場合は、別途単価設定を行う場合があります。	CFP 検証員検証作業費

※詳細は料金規程 (<http://www.cfp-japan.jp/regulation/pdf/R-14-04.pdf>) をご確認ください。

企業単位での CFP 製品売上額	登録・公開料(円)	
	区分	単価
0 円(販売を目的としないもの)	一律	10,500
1,000 万円未満	一律	21,000
1,000 万円以上 5,000 万円未満	一律	31,500
5,000 万円以上 1 億円未満	一律	63,000
1 億円以上 5 億円未満	一律	136,500
5 億円以上 10 億円未満	一律	273,000
10 億円以上 100 億円未満	中小企業	399,000
	その他企業	798,000
100 億円以上	中小企業	525,000
	その他企業	1,050,000

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

社団法人産業環境管理協会
製品環境部門 LCA事業推進センター
カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム事務局
担当：石塚、伊藤、小粥、星野
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1
三井住友銀行神田駅前ビル
TEL:03-5209-7712 FAX:03-5209-7716
E-Mail:cfp@jemai.or.jp URL:http://www.cfp-japan.jp
